

【猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

奨学生本人のマイナンバーを提出した場合、下記のうち、「**所得証明書**」、「**市・県民税(所得・課税)証明書**」及び「**住民税非課税証明書**」については提出を省略できます

(ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合に、証明書の提出をお願いすることがあります)。

その他の証明書については、情報連携を利用しても必要な情報が取得できないため、提出していただく必要があります。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものは全て「**原本**」が必要です。 また、下記証明書の他、**追加証明書**が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類		証明書発行者	猶予期間・備考
基本	令和7年度(令和6年分)の①～③のいずれか			1年ごとに願い出る。
	①所得証明書 ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) ③住民税非課税証明書		①②③市区町村長	当該事由が継続する期間。 【備考】 ※令和6年(2024年)12月以降に卒業又は退学等された場合は、「 新卒等 」の事由による猶予願出となります。 【年間収入・所得金額の基準】 ○給与所得者の場合 年間収入金額(税込)が 300万円以下 (「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は 200万円以下) ○給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額(必要経費等控除後)が 200万円以下 (「奨学金返還期限猶予(延滞据置)」は 130万円以下)
★「 経済困難 」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金猶予の適用には、奨学生本人が地方税法上の「 被扶養者 」である場合、以下のいずれかに該当する必要があります。以下の 必要証明書類 も併せて提出してください。	乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき			
	①事情書 (乳幼児が保育所に入所していないこと、本人以外に保育を行う者がいないことを記載) ※乳幼児が保育所に入所している場合は対象外。 ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため保育を委ねることができない場合はその旨を記載。 ②世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの) ③同一世帯の成人親族(就学者を除く)の所得証明書又は在学証明書等 (就学者がいる場合のみ)		②市区町村長 ③市区町村長・学校長等	
経済困難	介護等を要する要介護者、療養者又は障害者がいる世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき			
	①事情書(本人以外に介護を行う者がいないことを記載) ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため介護を委ねることができない場合はその旨を記載。 ②世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの) ③同一世帯の成人親族(就学者及び介護等を要する者を除く)の所得証明書又は在学証明書等 (就学者がいる場合のみ) <介護等を要する者の状況により次のいずれか> 【療養者】 ④医師の診断書 (最近2か月以内発行) 【障害者】 ⑤身体障害者手帳のコピー ⑥精神障害者保健福祉手帳のコピー ⑦療育手帳のコピー 【要介護者】 ⑧介護保険被保険者証のコピー <介護等を必要とする者が 別世帯 の場合、以下の証明書が 追加 で必要> ⑨介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票の写し (世帯主・続柄の表記を省略していないもの) ⑩戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係がわかる書類		②市区町村長 ③市区町村長・学校長等 ④医師・病院長 ⑨市区町村長 ⑩市区町村長	※奨学金返還期限猶予願の中段にある申告欄のチェックボックス「 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族となっている・いない 」に必ず チェック してください。 ※奨学生本人が「 被扶養者 」で左の事由に該当しない場合は、「 一般猶予 」の 経済困難事由(通算10年の取得制限年数あり) で申請してください。
被扶養者の要件	奨学生本人が妊娠中であるとき			
	①に加えて、②又は③ ①事情書 (妊娠中であるため就労ができないことを記載) ②母子健康手帳のコピー (表紙等本人氏名の確認できる部分及び診察記録の部分) ③診断書 (最近2か月以内発行)		②市区町村長 ③医師・病院長	
被扶養者の要件	奨学生本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき			
	①に加えて、②又は③ ①事情書 (就労が制限されていることを記載) ②就労が制限されていることがわかる書類 ③身体障害者の場合は、身体障害者手帳のコピー等			
その他	新卒等(卒業・退学・在学期間終了後1年以内で無職・未就職・低収入又は大学・大学院などに進学する準備中)	令和6年(2024年)12月以降に卒業又は退学等された場合は、「 新卒等 」の事由による猶予願出となり、証明書の提出を省略できます。		

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「**新卒等**」又は「**経済困難**」のみです。なお、それら以外の事由による願出は一般猶予となります。詳しくはホームページ等をご覧ください。